

議案第 15 号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 6 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 12 年板橋区教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 23 条第 3 項第 1 号」を「第 23 条第 3 項」に、勤務に」を「同条第 1 項本文の勤務に」に改める。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条 次に掲げる場合には、条例第 23 条第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第 10 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第 23 条第 2 項の勤務は、同条第 1 項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第 23 条第 1 項本文の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

(2) 条例第 23 条第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項本文の勤務をした場合

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和 7 年度給与改定に係り、支給に関する要件を変更する必要がある。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 新旧対照表

新	旧
○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 平成12年 3 月27日 東京都板橋区教育委員会規則第11号	○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 平成12年 3 月27日 東京都板橋区教育委員会規則第11号
第1条 略 (管理職員特別勤務手当の額等)	第1条 略 (管理職員特別勤務手当の額等)
第2条 略	第2条 略
2 条例第23条第3項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第1項本文の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。	2 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。
第3条 略 本項削る	第3条 略 2 条例第23条第1項本文の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
第4条 次に掲げる場合には、条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第23条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。 (1) 条例第23条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合 (2) 条例第23条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合 (委任)	<新設> (委任)
第5条 略 付 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。	第4条 略